

県南 広域振興局長

提出者 三菱製紙株式会社 北上工場
住所 〒024-0051 岩手県北上市相去町笹長根35番地
氏名 工場長 石黒 秀明

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

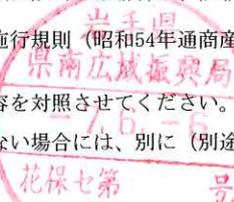
主たる工場又は事業場の名称	三菱製紙株式会社 北上工場	*整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県北上市相去町笹長根35番地	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	68,281 kl	*施設番号	
自動車の使用台数	台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置			
その他の地球温暖化の対策に関する事項			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
三菱製紙株式会社 北上工場 久慈支所	岩手県久慈市夏井町字鳥谷第3地割6番地	72 kℓ
三菱製紙株式会社 北上工場 岩泉支所	岩手県下閉伊郡岩泉町二升石字西野49	62 kℓ
		kℓ

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。
- エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。
- 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。



(A4)

別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類	(2024)年度						E-B-D	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)
	エネルギーの使用量			販売したエネルギーの量				
	数量 A	単位	熱量(GJ) B	数量 C	単位	熱量(GJ) D		
原油(コンデンセートを除く)		kL			kL			
原油のうちコンデンセート(NGL)		kL			kL			
揮発油(ガソリン)		kL			kL			
ナフサ		kL			kL			
ジェット燃料		kL			kL			
灯油		kL			kL			
軽油		kL			kL			
A重油	1.00	kL	39		kL	39	3	
B・C重油	10,781.00	kL	450,616		kL	450,616	33,378	
石油アスファルト		t			t			
石油コークス		t			t			
石油ガス		Fm ³			Fm ³			
液化石油ガス(LPG)		t			t			
石油系液化水素ガス		Fm ³			Fm ³			
液化天然ガス(LNG)		t			t			
可燃性天然ガス		Fm ³			Fm ³			
石炭		t			t			
輸入原料炭		t			t			
原料炭		t			t			
コークス用原料炭		t			t			
吹送用原料炭		t			t			
一般炭		t			t			
輸入一般炭		t			t			
国産一般炭		t			t			
輸入無煙炭		t			t			
石炭コークス		t			t			
コールタール		t			t			
コークス炉ガス		Fm ³			Fm ³			
高炉ガス		Fm ³			Fm ³			
発電用高炉ガス		Fm ³			Fm ³			
転炉ガス		Fm ³			Fm ³			
その他燃料		Fm ³			Fm ³			
都市ガス		Fm ³			Fm ³			
その他燃料		Fm ³			Fm ³			
その他燃料		Fm ³			Fm ³			
黒炭	97,859.00	t	1,330,882		t	1,330,882		
木材		t			t			
木質産材	11,565.00	t	197,762		t	197,762		
バイオエタノール		kL			kL			
バイオディーゼル		kL			kL			
バイオガス		Fm ³			Fm ³			
その他バイオマス	2,739.00	t	36,155		t	36,155		
RFH		t			GJ/t			
RFW		t			GJ/t			
廃タイヤ		t			GJ/t			
廃プラスチック(一般廃棄物)		t			GJ/t			
廃プラスチック(産業廃棄物)		t			GJ/t			
廃油	2,740.00	kL	110,148		GJ/kL	110,148	7,220	
廃棄物ガス		Fm ³			Fm ³			
混合廃材		t			t			
水素		t			t			
アンモニア		t			t			
その他燃料		t			t			
小計①						2,125,631	40,610	
産業用蒸気		GJ			GJ			
産業用以外の蒸気		GJ			GJ			
温水		GJ			GJ			
冷水		GJ			GJ			
地熱		GJ			GJ			
温泉熱		GJ			GJ			
太陽熱		GJ			GJ			
雪氷熱		GJ			GJ			
小計②								
電気事業者①	60,291.00	kWh	520,914		kWh	520,914	24,237	
電気事業者②(※複数契約している場合使用)		kWh			kWh			
自己託送(非燃料由来を除く)		kWh			kWh			
自家発電		kWh			kWh			
太陽光		kWh			kWh			
水力		kWh			kWh			
風力		kWh			kWh			
その他		kWh			kWh			
小計③						520,914	24,237	
合計 ①+②+③						2,646,545	64,847	

(2) 原油換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー合計使用量×0.0258)

原油換算エネルギー使用量	68,281	kL
--------------	--------	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

区分		温室効果ガスの排出量
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	64,847 t-CO ₂
	上記以外の二酸化炭素	t-CO ₂
メタンの排出量		285 t-CO ₂
一酸化二窒素の排出量		170 t-CO ₂
六フッ化硫黄の排出量		6 t-CO ₂
パーフルオロカーボンの排出量		t-CO ₂
六フッ化硫黄の排出量		t-CO ₂
三フッ化窒素の排出量		t-CO ₂
合計		65,308 t-CO ₂

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。
 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。
 3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その2

1 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

(1) 二酸化炭素の排出を抑制するための取組 (計画)

【目標値】

CO2排出量を2024年度比で毎年度1%削減する。

【具体的な取組】

○省エネルギー

- ・一人QC活動による省エネルギーの推進(安定操業)。
- ・蒸気ロス量減少のため、蒸気漏れ修理や蒸気配管ドレントラップ更新。
- ・バイオマス原料の活用、入手安定化。
- ・再生油使用増によるC重油使用量削減。
- ・工場コストダウン取組みと併せ、廃熱回収設備導入、不要消費電力及び蒸気削減推進。
- ・冷暖房の適正な温度管理の徹底、クール/ウォームビズ推進。
- ・アイドリングストップ及びタイヤの空気圧チェック。

○再生可能エネルギー(再エネ設備導入、再エネ由来電力の調達)

○自動車利用抑制

- ・定期報告書類の提出方法は、紙の持参→紙の郵送又は電子データ送付に変更。

○輸送の合理化

- ・製品輸送はJRコンテナ切替や船による輸送を継続的に進める。

備考 主に次のことを記載してください。

- ・省エネルギー対策として、低暖房の適切な温度管理、製造工程における熱効率の向上、省エネ設備の導入等
- ・再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギー由来電力の調達
- ・自動車利用の抑制に係る取組
- ・定期的な荷受け・荷出しがある事業所は、輸送方法の合理化に係る取組

(2) 計画実現のための具体的な方法

- ・環境月間に環境通知書を発行し、各職場での環境教育を実施。
- ・省エネ目標を設定し各部署での取組を実施。(省エネルギー委員会を月1回開催し、各部署の省エネ内容や電力使用量モニタリング状況を確認し各部署での取り組みを共有、改善及び維持活動を継続。)
- ・外部機関講習会等に参加し、省エネアイデアの収集・当社への実現を進める。

(3) 計画の達成度の把握方法

- ・各部署のエネルギー原単位推移の確認(電力、蒸気)及び省エネ活動状況確認を省エネ委員会で実施する。
- ・月毎の購入化石エネルギー原単位確認を実施。

2 その他の地球温暖化の対策に関する事項

- ・森林認証製品を製造する。
- ・コピー用紙は、両面コピーや片面印刷済の裏面再利用を実践し、新しいコピー用紙の使用量削減に取り組んでいる。
- ・外部環境活動への参加(小岩井農場植樹活動等)。